

新旧対比表（要求水準書） R5.2月公表版からの主な変更箇所

No.	該当ページ	新	旧（令和5年2月公表）	変更理由
1	要求水準書 P3 第1 総則 4 事業範囲 (1) 特定事業	本事業において、特定事業とは、5に示す対象施設の耐震管への更新に係る、計画業務、運営業務（管路更新に係る各工程間の業務調整等の管理的業務を指す。以下同じ。）、設計業務、施工業務及び施工監理業務の実施をいう。 具体的な業務は、次のとおりである。	本事業において、特定事業とは、5に示す対象施設の耐震管への更新に係る、計画、運営、設計、施工及び施工監理業務の実施をいう。 具体的な業務は、次のとおりである。	運営業務を明確化するための定義追記。
2	要求水準書 P4 第1 総則 5 本事業の対象施設	本事業の対象となる施設は、約38kmの基幹管路とする。 対象となる路線の詳細については、別途関連資料集にて示す。	本事業の対象となる施設は、約40kmの基幹管路とする。 なお、今年度中に市が発注を予定している基幹管路の更新工事（合計約2.4km）等の進捗状況により、減少する可能性があり、入札公告時に確定する。 対象となる路線の詳細については、入札公告時に別途対象路線詳細一覧の開示資料（路線リスト、全体位置図、個別路線図、竣工図）で示す。	市が発注する工事契約が完了し、路線詳細を示す資料の整理を行ったため。  (約2kmすべて契約済)
3	要求水準書 P5~10 第1 総則 7 用語の定義	50音順並び	ページ順並び	ドキュメント間の表現統一による並べ替え。
4	要求水準書 P7 第1 総則 7 用語の定義	協力企業： S P Cに出資（本完全無議決権株式を除く。）は行わないが、S P Cから本事業に係る業務を受託又は請け負い、 <u>入札参加者が提案書において指名する企業</u> を指す。  構成企業：	協力企業： S P Cに出資（本完全無議決権株式を除く。）は行わないが、S P Cから本事業に係る業務を受託又は請け負い、 <u>第2-1-(3)イに定める業務責任者が配置される企業</u> を指す。  S P C 構成企業：	入札参加者の構成見直し及びドキュメント間の表現統一に係る用語の定義の修正。
5	要求水準書 P9 第1 総則 7 用語の定義	着手前工事費： 設計内容が確定（試験掘結果の反映後）し、その内容に基づき積算した <u>路線毎の施工着手前の工事費</u> 。	着手前工事費： 設計内容が確定（試験掘結果の反映後）し、その内容に基づき積算した <u>工事費。施工着手前の工事費の積算額</u> 。	路線ごとに積算することを明記。
6	要求水準書 P12 第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 要求水準 (3)実施体制に関する事項	(ア) 各業務責任者の一元的な調整に加え、構成企業及び協力企業（以下「構成企業等」という。）の経営状況を適切に監視し、事業経営全般を管理する統括責任者を配置すること。	(ア) 各業務責任者の一元的な調整に加え、 <u>S P C 構成企業及び協力企業</u> （以下「構成企業等」という。 <u>なお、これらを含む企業構成の条件については、入札公告時に示す。</u> ）の経営状況を適切に監視し、事業経営全般を管理する統括責任者を配置すること。	公表時点に伴う形式的な修正。

新旧対比表（要求水準書） R5.2月公表版からの主な変更箇所

No.	該当ページ	新	旧（令和5年2月公表）	変更理由
7	要求水準書 P13 第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 要求水準 (3)実施体制に関する事項	(ク) 市が求める対象路線の工事を適正に実施させる施工監理体制となっていること。	(ク) 市が求める対象路線の工事を適正に実施させる施工監理体制となっていること。 <u>なお、入札公告時に示す企業構成の条件として、構成企業等のうち、施工管理企業又は施工管理企業から見て会社法上の親会社もしくは子会社の関係にある企業が、施工監理の役割を担うことは認めないことを予定している。</u>	入札参加者の構成に係る要件であり、当該内容については、入札説明書に明記したため削除。（入札参加に係る要件であり、入札説明書公表よりも事前に示す趣旨で記載していた。）
8	要求水準書 P13 第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 要求水準 (3)実施体制に関する事項	イ 業務責任者の配置 本事業を構成する計画、運営、設計、施工、施工監理それぞれの業務において、業務の進捗及び品質を管理し、着実な履行を果たすため、 <u>S P C又は当該業務を担う構成企業等のうちいずれかに、</u> (ア)から(エ)の業務責任者を1名ずつ配置することとし、事業期間中、これら業務責任者と市との連絡体制を確保すること。 (ウ)の責任者は施工管理企業に直接雇用された者から選任すること。 また、(ウ)を除く各業務責任者は、S P C又は <u>当該業務を担う</u> 構成企業等に直接雇用された者から選任すること。	イ 業務責任者の配置 本事業を構成する計画・運営、設計、施工、施工監理それぞれの業務において、業務の進捗及び品質を管理し、着実な履行を果たすため、(ア)から(エ)の業務責任者を1名ずつ配置することとし、事業期間中、これら業務責任者と市との連絡体制を確保すること。 (ウ)の責任者は施工管理企業に直接雇用された者から選任すること。 また、(ウ)を除く各業務責任者は、S P C又は構成企業等に直接雇用された者から選任すること。	計画業務と運営業務を別の企業が担う場合も想定した記載の修正（中点を読点に）及び業務責任者の配置先・選任元を明らかにするための修正。
9	要求水準書 P14 第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 要求水準 (3)実施体制に関する事項	エ 事業体制図等の作成等 本事業に係る組織体制について、 <u>本事業開始日の前日までに</u> 、事業体制図及び各責任者（取締役等会社役員の構成を含む。）の一覧表を作成し、市に提出し、確認を得ること。 本事業の各責任者について配置変更等を行う必要が生じた場合は、その都度、上記の事業体制図及び責任者一覧表を修正し、変更理由を添えて市に提出し、確認を得ること。	エ 事業体制図等の作成等 本事業に係る組織体制について、 <u>事業契約締結後30日以内</u> に、事業体制図及び各責任者（取締役等会社役員の構成を含む。）の一覧表を作成し、市に提出し、確認を得ること。 本事業の各責任者について配置変更等を行う必要が生じた場合は、その都度、上記の事業体制図及び責任者一覧表を修正し、変更理由を添えて市に提出し、確認を得ること。	事業開始までのスケジュールを踏まえた修正。
10	要求水準書 P15 第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 要求水準 (3)実施体制に関する事項	オ 第三者への委託等に関する事項 本事業実施にあたって、 <u>第三者への委託等</u> （物品・資材購入を含む。）を行う場合には、(ア)から(エ)に掲げる事項を満たすこと。	オ 第三者への委託等に関する事項 本事業実施にあたって、 <u>再委託等</u> （物品・資材購入を含む。）を行う場合には、(ア)から(エ)に掲げる事項を満たすこと。	表現統一のための修正。

新旧対比表（要求水準書） R5.2月公表版からの主な変更箇所

No.	該当ページ	新	旧（令和5年2月公表）	変更理由
11	要求水準書 P15 第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 要求水準 (4)市所管業務等への協力・協働に関する事項	(4)市所管業務等への協力・協働に関する事項 アからウに示す本事業に関連して市が行う業務について、市が円滑に実施できるよう、スケジュールや対応状況を踏まえ、市の求めに応じて必要となる資料や情報を速やかに作成のうえ、提出することとし、加えて、 <u>実地調査等</u> 、関係機関からの求めにも速やかに対応すること。 これら市が行う業務における課題（監査指摘等）について、当該解決のために、事業者による対応も必要となる場合は、市と協議のうえ、誠実に取り組むこと。 また、本事業終了後の管路の更新の着実な実施のため、市と協議のうえ、最大限協力すること。	(4)市所管業務等への協力・協働に関する事項 アからウに示す本事業に関連して市が行う業務について、市が円滑に実施できるよう、スケジュールや対応状況を踏まえ、市の求めに応じて必要となる資料や情報を速やかに作成のうえ、提出することとし、加えて、 <u>実地調査等</u> 、関係機関からの求めにも速やかに対応すること。 これら市が行う業務における課題（監査指摘等）について、当該解決のために、事業者による対応も必要となる場合は、市と協議のうえ、誠実に取り組むこと。 また、本事業終了後の管路の更新の着実な実施のため、市 <u>又は市の指定する者</u> と協議のうえ、最大限協力すること。	元々は市と必要な引継を行っていただきたいという趣旨で記載していた文言であることから削除。
12	要求水準書 P17 第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 要求水準 (6)人材育成・調査研究による技術力の確保に関する事項	(6)人材育成・調査研究等による技術力の確保に関する事項 事業者は、本事業の従事者において、各業務に必要な知識や技術、技能の確実な維持・向上を図るため、必要な措置を講じることとし、本事業に関する調査研究等を通じた技術力の確保に努めること。	(6)人材育成・調査研究による技術力の確保に関する事項 事業者は、本事業の従事者において、各業務に必要な知識や技術、技能の確実な維持・向上を図るため、必要な措置を講じることとし、本事業に関する調査研究を通じた技術力の確保に努めること。	局内精査を踏まえた修正。
13	要求水準書 P17 第2 本事業全般の経営に係る要求水準 1 要求水準 (9)災害時における市の水道管復旧	(9)災害時における市の水	(9)災害時における市内の水	埋設している水道管については、「市域外」も存在するため、表現の変更。
14	要求水準書 P18 第2 本事業全般の経営に係る要求水準 2 参照文書	各要求水準に基づく業務の実施にあたっては、以下の文書を参照すること。	各要求水準に基づく業務の実施にあたっては、以下の文書を参照すること。 <u>これらの参照文書は、入札公告時に事業者に提供予定である。</u>	公表時点に伴う形式的な修正。
15	要求水準書 P18 第2 施工監理業務に関する要求水準 2 参照文書	大阪市水道局決算レポート : (2) (5)	大阪市水道局決算レポート : (2) (5) <u>地震などの災害時における応援要請について(水道管路): (9)</u>	局内精査を踏まえた修正。



新旧対比表（要求水準書） R5.2月公表版からの主な変更箇所

No.	該当ページ	新	旧（令和5年2月公表）	変更理由
16	要求水準書 P19 第3 計画業務に関する要求水準 2 要求水準 (1)管路更新計画の策定と管理	(イ) 第1 5に示す <b>本事業の対象施設</b> のうち、大淀送水管 <b>並びに大淀送水管と接続している新東部幹線</b> （守口市淀江町11～大阪市都島区毛馬町5）及び異送水管（鶴見区放出東1丁目2～城東区放出西3丁目13）は、4事業年度末までの工事完成を目安に更新を進めること。	(イ) 第1 5に示す送水管のうち、大淀送水管（守口市淀江町11～大阪市都島区毛馬町5）及び異送水管（鶴見区放出東1丁目2～城東区放出西3丁目13）は、4事業年度末までの工事完成を目安に更新を進めること。	局内精査を踏まえた修正。
17	要求水準書 P20 第3 計画業務に関する要求水準 2 要求水準 (1)管路更新計画の策定と管理	<b>オ 道路管理者等の関係機関の要請により路上工事の抑制等の必要性が生じる場合は、要請内容を管路更新計画に適切に反映したうえで全体及び単年度の事業計画書を策定し、市に提出し、承認を得ること</b> <b>また、単年度事業計画書を市が承認した後、同様の要請があった場合については、必要に応じて「全体及び単年度事業計画書に含まれる管路更新計画」の内容の見直しを行い、市に提出し、承認を得ること。</b>	<b>（新設）</b>	路上工事制限等の要請に係る対応を追記。
18	要求水準書 P29 第4 運営業務に関する要求水準 2 要求水準 (1)各業務の工程等の総合調整	<b>エ 対象路線の更新を着実に進めるために、設計段階において厳しい現場条件下に特殊工法を採用する必要がある場合、又は施工段階で新たに判明した現場条件を克服するために特殊工法を採用する場合において、第4-2-(3)による着手前工事費に対して30%を超える大幅な増額を伴う場合、若しくは第4-2-(6)に示す履行困難時の対処にあたる場合、市は必要に応じて、その事象にかかる妥当性等を検証するため、外部有識者で構成する検証会議（以下「当該検証会議」という。）を開催する。</b> <b>事業者は、当該検証会議において、第4-2-(6)ア(イ)又はイ(イ)に規定する資料の他、説明に要する資料を作成するとともに当該検証会議に出席し、必要に応じて外部有識者に対して説明を行うこと。</b> また、当該検証会議での意見を踏まえて、市が必要と判断した場合は、設計業務及び施工業務に反映すること。なお、会議に要する事業者にかかる費用については、事業者の負担とする。	<b>エ 特殊な工法や高コストな工法や技術を採用する場合等、</b> 市は必要に応じて、その事象にかかる妥当性等を検証するため、外部有識者で構成する検証会議（以下「当該検証会議」という。）を開催する。事業者は、当該検証会議において、 <b>説明に必要な資料を作成するとともに、必要に応じて説明を行うこと。</b> また、当該検証会議での意見を踏まえて、市が必要と判断した場合は、設計業務及び施工業務に反映すること。なお、当該検証会議に要する事業者にかかる費用については、事業者の負担とする。	検討会議実施のタイミング及び提出書類の具体化のための修正。
19	要求水準書 P30 第4 運営業務に関する要求水準 2 要求水準 (2)設計業者、施工業者及び断通水業者の確保	<b>イ 施工業者の確保</b> 施工業者の確保は、施工管理企業に行わせることとし、施工業者の選定にあたっては、計画した事業量を安定的に履行でき、かつ設計業務において規定した仕様及び性能を確実に遂行できる、十分な施工能力・施工管理能力を有する施工業者を確保するため、(ア)から(オ)を遵守すること。 (ア) 計画した事業量を着実に履行するため、信頼性が高く合理的な施工を遂行できる業者の確保を図ること。 (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく土木工事業の許可を受けていること。 (ウ) 建設業法に基づく工事の適正な実施を図るため、各現場の施工 <b>管理</b> を総括する、土木工事業の主任技術者を配置すること。 (後略)	施工業者の確保は、施工管理企業に行わせることとし、施工業者の選定にあたっては、計画した事業量を安定的に履行でき、かつ設計業務において規定した仕様及び性能を確実に遂行できる、十分な施工能力・施工管理能力を有する施工業者を確保するため、(ア)から(オ)を遵守すること。 (ア) 計画した事業量を着実に履行するため、信頼性が高く合理的な施工を遂行できる業者の確保を図ること。 (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく土木工事業の許可を受けていること。 <b>また、給水管接合替の施工に従事する者は、併せて管工事業の許可についても有すること。</b> (ウ) 建設業法に基づく工事の適正な実施を図るため、各現場の施工 <b>監理</b> を総括する、土木工事業の <b>監理技術者又は</b> 主任技術者を配置すること。 (後略)	局内精査を踏まえた修正。

新旧対比表（要求水準書） R5.2月公表版からの主な変更箇所

No.	該当ページ	新	旧（令和5年2月公表）	変更理由
20	要求水準書 P31 第4 運営業務に関する要求水準 2 要求水準 (3)設計費の確定及び工事費の積算	(3)設計費の確定及び工事費の積算 (前略) ア 設計費の確定及び着手前工事費の積算については、市の積算基準に基づき積算すること。 <u>また、事業契約締結後に市が提供した設計図書について、第5-2-(4)-サ及び第5-2-(7)ウ及び第5-2-(8)イにより修正した場合には、修正に要した設計費の積算を求める場合には、市の積算基準に基づき積算すること。</u>	(3)設計費の確定及び工事費の積算 (前略) ア 設計費の確定及び着手前工事費の積算については、市の積算基準に基づき積算すること。 <u>(新設)</u>	市から提供する設計図書に係る事業上の留意点を明確化するための修正。
21	要求水準書 P34～35 第4 運営業務に関する要求水準 2 要求水準 (5)工事費及び断通水作業費の確定（精算）	イ 断通水作業費の確定（精算） 断通水作業費については、路線毎に第4-2-(3)に示す着手前の作業費は算出せず、作業単位毎に工種別の作業数量について市と確認を行う。精算は、市が認める範囲において実施した作業を対象とするため、 <u>第6-2-(6)イ</u> で市が承認した作業数量に対し、1年間分をまとめて積み上げ積算し、市の承認を得ること。 <u>なお、作業数量に単価を乗じて算出する費用は事業者において、それ以外の費用は市において算出するものとし、いずれも関連資料集に示す積算資料に準拠する。</u> <u>上記の年1回の精算のほか、事業者は1年間に1回、追加で精算を請求することができる。この追加精算時においても、精算の対象とする期間の作業数量および費用について、市の承認を得ること。</u> (後略)	イ 断通水作業費の確定（精算） 断通水作業費については、路線毎に第4-2-(3)に示す着手前の作業費は算出せず、作業単位毎に工種別の作業数量について市と確認を行う。精算は、市が認める範囲において実施した作業を対象とするため、市が承認した作業数量について、1年間分をまとめて積み上げ積算し、市の承認を得ること。 <u>(新設)</u> (後略)	断通水作業費の算出に関する留意事項の明確化、局内精査を踏まえた修正。
22	要求水準書 P38 第5 設計業務に関する要求水準 2 要求水準	業務の実施にあたっては、市のこれまでの取組実績と同等以上の水準で、アからオで示す業務執行体制を確保したうえで、(1)から(9)の事項を満たすこと。 <u>なお、本事業の対象路線には、市発注により既に設計を行っている路線があるため、その路線に関しては、市より提供する図書について、要求水準書との整合を事業者において精査した上で、設計を行うこと。</u> <u>また、市の取組実績については、3で示す規定類及びマニュアル・要領書を参照すること。</u>	業務の実施にあたっては、市のこれまでの取組実績と同等以上の水準で、アからオで示す業務執行体制を確保したうえで、(1)から(9)の事項を満たすこと。 <u>(新設)</u> <u>なお、市の取組実績については、3で示す規定類及びマニュアル・要領書を参照すること。</u>	市から提供する設計図書に係る事業上の留意点を明確化するための修正。
23	要求水準書 P38 第5 設計業務に関する要求水準 2 要求水準	ア 管路更新計画の実現に必要な設計の安定した業務進捗を確保しつつ、その設計成果に対しては、照査プロセスを設け、品質についても確実に担保できる体制を構築すること。 イ 各種法令その他設計に関わる準拠又は参照すべき指針・仕様を、設計業務に関わる全ての者に共有し、それらを遵守すること。	ア 管路更新計画の実現に必要な設計の事業量を安定的に確保しつつ、その設計成果に対しては、照査プロセスを設け、品質についても確実に担保できる体制を構築すること。 イ 各種法令その他設計に関わる準拠又は参照すべき指針・仕様を、設計業務に関わる全ての者に共有し、それらを徹底すること。	局内精査を踏まえた修正。
24	要求水準書 P47、48 第5 設計業務に関する要求水準 2 要求水準 (7)設計内容の明示	イ 図面の内容を補足し、施工の作業内容（工種）を明確にするとともに、工事費の積算のため、各工種の数量と使用材料の数量等（以下「設計数量」という。）を算定し、市に提出すること。その際の算定基準は、市の基準を原則とするが、市の基準と異なるものを採用する場合は、設計数量算定基準に関する資料を事前に市に提出し、 <u>市の承認を得ること。</u>	イ 図面の内容を補足し、施工の作業内容（工種）を明確にするとともに、工事費の積算のため、各工種の数量と使用材料の数量等（以下「設計数量」という。）を算定すること。その際の算定基準は、市の基準を原則とするが、市の基準と異なるものを採用する場合は、設計数量算定基準に関する資料を事前に市に提出し、市と協議の上、決定すること。	局内精査を踏まえた修正。

新旧対比表（要求水準書） R5.2月公表版からの主な変更箇所

No.	該当ページ	新	旧（令和5年2月公表）	変更理由
25	要求水準書 P48 第5 設計業務に関する要求水準 2 要求水準 (7)設計内容の明示	<u>ウ 事業契約締結後に市が提供した設計図書について、精査を行い、必要に応じて修正した上で、市の承認を得ること。</u>	(新設)	市から提供する設計図書に係る事業上の留意点を明確化するための修正。
26	要求水準書 P51 第6 施工業務に関する要求水準 1 業務範囲 (7)施工管理	(7) 施工管理 施工計画書の内容に基づき、 <u>施工管理企業及び施工業者において、工事の工程管理、安全管理、出来形管理を行う業務。</u>	(7) 施工管理 施工計画書の内容に基づき、工事の工程管理、安全管理、出来形管理を行う業務。	施工管理の実施主体の明確化。
27	要求水準書 P51 第6 施工業務に関する要求水準 2 要求水準	ア 施工計画書の作成 (前略) 工事着手前に、作成した施工計画書について市の確認を受けること。 また、施工計画の内容に変更が生じた場合は、当該工事を実施する前に変更に関する事項について、その都度、施工計画書に <u>反映し、市の確認を受けること。</u>	ア 施工計画書の作成 (前略) 工事着手前に、作成した施工計画書について市の確認を受けること。 また、施工計画の内容に変更が生じた場合は、当該工事を実施する前に変更に関する事項について、その都度、施工計画書に <u>反映させること。</u>	局内精査を踏まえた修正。
28	要求水準書 P67 第6 施工業務に関する要求水準 2 要求水準 (7)施工管理	ア <u>市においては、着手から完成に至る工事の各工程における、品質、工程、安全面でのハザード（危害要因）を抽出、分析したうえで重要管理点を設定し、その履行確認を行うことで、適正な工事施工を管理してきた。事業者においては、このような市の取組実績と同等以上の水準となるよう、各工程の管理手法を事業者自らにおいて定め、これを運用すること。</u>	ア 着手から完成に至る工事の各工程における、品質、工程、安全面でのハザード（危害要因）を抽出、分析したうえで重要管理点を設定し、その履行確認を行うことで、適正な工事施工を <u>管理する手法について</u> 、市の取組実績と同等以上の水準で定め、これを運用すること。	市が求める施工管理は、市の要求水準等を達成するよう事業者自ら業務プロセスの管理手法を定め、施工管理、品質管理等を実施することであり、必ずしも、市と同様の手法（重要管理点を用いた施工管理）による施工管理の実施を求めていることの明確化。
29	要求水準書 P69 第6 施工業務に関する要求水準 2 要求水準 (8)工事完成手続き	<u>カ 事業契約書第39条に定める部分払いを請求する場合、当該出来形部分に対する工事完成手続きをアからオに基づき、実施すること。</u>	(新設)	部分払いに関する要求事項の具体化。



新旧対比表（要求水準書） R5.2月公表版からの主な変更箇所

No.	該当ページ	新	旧（令和5年2月公表）	変更理由
30	要求水準書 P69 第6 施工業務に関する要求水準 3 参照文書	<p>（規定類）</p> <p><u>大阪市水道局請負工事監督要領 第1条～第12条</u>：（7）</p> <p>— 土木工事共通仕様書 第1編～第4編、第6編～第7編：（1）～（8）</p> <p>（マニュアル・要領書）</p> <p>— 配水管工事施工ガイド ～：（1）～（8）</p> <p>— 配水管工事グループマニュアル：（1）～（8）</p> <p><u>配水管布設工事施工計画書の手引き</u></p> <p><u>監督員施工立会マニュアル</u>：（1）～（8）</p> <p><u>水道センター配水管工事グループ監督員現場巡視要領</u>：（1）、（5）、（7）、（8）</p> <p><u>現場巡視の知恵袋 第1章～第8章</u>：（1）、（5）、（7）、（8）</p> <p><u>重要管理ポイントの運用について 重要管理ポイント</u> ～：（1）、（5）、（7）、（8）</p> <p>— 水道局における「大阪市請負工事施工体制確認マニュアル」の運用：（1）、（5）、（7）、（8）</p> <p>（その他）</p> <p>— 水道事故事例集～安全性の向上と技術継承に向けて～：（1）～（8）</p> <p>— 建設工事公衆災害防止対策要綱：（1）、（4）、（5）、（7）、（8）</p> <p>— 建設工事事故防止対策【安全対策リーフレット】及び事故事例集（国土交通省近畿地方整備局ホームページ）：（1）、（5）、（7）、（8）</p>	<p>（規定類）</p> <p><u>追加</u></p> <p>— 土木工事共通仕様書 第1編～第4編、第6編～第7編：（1）～（6）</p> <p>（マニュアル・要領書）</p> <p>— 配水管工事施工ガイド ～：（1）～（6）</p> <p>— 配水管工事グループマニュアル：（1）～（6）</p> <p><u>追加</u></p> <p><u>追加</u></p> <p><u>追加</u></p> <p><u>追加</u></p> <p>— 水道局における「大阪市請負工事施工体制確認マニュアル」の運用：1.～10.3-1、（4）</p> <p>（その他）</p> <p>— 水道事故事例集～安全性の向上と技術継承に向けて～：（1）～（5）</p> <p>— 建設工事公衆災害防止対策要綱：（3）～（5）</p> <p>— 建設工事事故防止対策【安全対策リーフレット】及び事故事例集（国土交通省近畿地方整備局ホームページ）：（5）</p>	局内精査を踏まえた修正。
31	要求水準書 P70 第7 施工監理業務に関する要求水準 2 要求水準 (1) 施工業務の品質管理	<p>ア 施工管理企業による各工事の施工管理状況及び施工業者による施工内容について、書類による確認又は抜き打ちの現場立会等により、工事の品質、出来形及び安全管理について適正に履行されていることを確認し、必要に応じて是正指示を行い、改善状況を確認すること。また、是正措置と改善状況を確認した内容は、市へ報告すること。</p>	<p>ア 施工管理企業による各工事の施工管理状況及び施工業者による施工内容について、書類による確認に加えて、<u>施工現場における一連の作業状況等については、現場立会、抜き打ちの臨場等を事業者が実施し、施工管理企業及び施工業者において品質、出来形及び安全管理について適正に履行されていることを確認し、必要に応じて是正指示を行い、改善状況を確認すること。また、是正措置と改善状況を確認した内容は、市へ報告すること。</u></p>	文章表現整理による修正。
32	要求水準書 P70 第7 施工監理業務に関する要求水準 2 要求水準 (2) 工事完成検査	<p>工事の完成後、当該工事の内容が要求水準を満たしていることを確認するため、設計図面及びその他関係書類に基づき、工事管理状況、出来形、品質及び出来ばえについて、アからカに基づき工事完成検査を行うこと。</p> <p><u>なお、事業契約書第39条に定める部分払いを請求する場合は、当該出来形部分に対し、上記と同様の措置を講ずることとする。</u></p>	<p>工事の完成後、当該工事の内容が要求水準を満たしていることを確認するため、設計図面及びその他関係書類に基づき、工事管理状況、出来形、品質及び出来ばえについて、アからカに基づき工事完成検査を行うこと。</p> <p><u>（新設）</u></p>	部分払いに関する留意事項の具体化。

新旧対比表（要求水準書） R5.2月公表版からの主な変更箇所

No.	該当ページ	新	旧（令和5年2月公表）	変更理由
33	要求水準書 P71 第7 施工監理業務に関する要求水準 3 参照文書	（その他） 水道事故事例集～安全性の工場と技術継承に向けて～：（1） 建設工事講習災害防止対策要綱：（1）、（2） （後略）	（その他） 水道事故事例集～安全性の工場と技術継承に向けて～：（1） <del>配水管布設工事施工監理システムの構築について：（1）</del> <del>ISO22000 教育訓練規定：（2）</del> 建設工事講習災害防止対策要綱：（1）、（2） （後略）	局内精査を踏まえた修正。